

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県の行政組織の見直し等に伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 組織改正による改正

くらしの安心局の新設その他の組織改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 法令等の制定改廃等に伴う改正

地方税法その他の法令、条例等の制定改廃等に伴い所要の規定の整備を行う。

(3) 組織及び人事管理に関する事務処理権限について、各所属で任免及び給与決定を行う非常勤職員に係る

決裁区分等を次のように改める。

区 分	改正前	改正後
決裁区分	課長専決	課長専決及び地方機関の長委任
対象となる非常勤職員	各種相談員、指導員、技術員、警備員、医師、講師等（これらに準ずる職の者を含む。）以外の者	任用期間が1月以上であり、かつ、任用期間内における平均勤務時間が常勤職員の2分の1以上である者以外の者

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、平成21年4月1日とする。